

〔 第 1 編 総 則 〕

第 1 章

総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条の規定に基づき、高槻市防災会議が定める計画であって、高槻市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第 2 節 防災・減災の基本的方針

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、行政上、最も基本的で重要な施策の一つである。このことは、我が国の国土が地震、水害や土砂災害などの自然災害が発生しやすい自然状況下に位置していることに加え、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、危険物等災害、放射線災害、その他林野火災、高層建築物火災などの災害リスクを抱えている。これらの災害は、時として人知を超えた猛威を振るい、多くの人命を奪うとともに、市民の財産に甚大な被害を与える。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、本市は国、府などの防災関係機関や市民、地域、事業者やボランティア等との連携を図り、「自らの身は自ら守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という市民一人ひとりの防災意識を向上させるとともに、その活動を全力でサポートすることで、災害への備えに万全を期し、できる限りその被害を軽減させる必要がある。

また、本市においては、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。)では、大阪府においてはじめてとなる震度 6 弱を観測する大きな揺れにより、市民の尊い命が奪われるとともに、多数の負傷者が発生した。さらに、公共施設をはじめ多くの建物が被害を受けたほか、水道、電気や都市ガスの供給が停止し、市民生活や事業活動に多大な影響が生じた。また、平成 30 年台風第 21 号においても、多くの建物被害が生じたほか、特に山間部において、ライフラインの供給が停止したほか、大規模な風倒木被害により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)の適用を受けるなど、極めて深刻な被害を受けた。

過去の被災経験を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、今後の防災・減災対策をより一層推進するとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、全国各地で発生する災害の教訓等を踏まえ、継続して災害対策を強化していく。

災害予防では、周到かつ円滑な対応が重要となる。災害の規模によっては、施設整備などのハード面の対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、被害軽減につながる自助・共助としての住民の主体的な参加・連携による地域防災力の向上、公助としての災害時の情報発信手法の充実などのソフト対策を進め、ハード面・ソフト面を適切に組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

災害応急では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。災害発生直前の気象予警報等の情報伝達を正確かつ迅速に行い、適切な行動を呼び掛けることで、災害の未然防止を図る。被害が発生した際には、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を早期に把握するとともに、収集した情報を防災関係機関で共有し、人命の安全確保を最優先に、人材・物資等の災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の視点に立ち、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様な

第1編 総則

第1章 総則

第2節 防災・減災の基本的方針

ニーズに適切に対応できるよう、寄り添った支援に努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、自主防災組織や地域包括支援センター等と協力して、きめ細やかな支援を実施する。

復旧・復興では、適切かつ迅速な対応が重要となる。市民の生活に欠かせないライフライン施設の早期復旧は最優先事項であるとともに、一刻も早い被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援を行えるよう、災害発生前の平時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく防災・減災対策の推進にあたっては、平成27(2015)年に開催された国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第3節 高槻市の概況

第1 自然的条件

1 位置

本市は、大阪府域の北東端に位置し、南東及び南側は淀川をはさんで枚方市及び寝屋川市、北東は島本町、北側は京都府亀岡市及び京都市西京区、西側は茨木市及び摂津市に隣接している。

本市の市街地の中心地の経緯度及び東西、南北の最大距離等は、次のとおりである。

地名	経緯度	最大距離	その他
高槻市桃園町2-1	東経 135° 37'	東西 10.4km	大阪から 21.2km
高槻市役所（本庁舎）	北緯 34° 50'	南北 22.7km	京都から 21.6km

2 面積

本市の面積は 105.29 k m²で、府全体の 5.5%を占めている。

3 地勢

本市の北部は北摂連山に入り込み、南部は淀川に面しており、最高の海拔はポンポン山の 678.7m、最低の海拔は淀川河川敷の 3.3mと、北高南低の地形となっている。

市域における河川は、本市の南東及び南側に沿って流れる淀川をはじめ、北から南へ流れる芥川、女瀬川、檜尾川等の一級河川が 12 河川、また、新川等の準用河川が 5 河川ある。

4 地質

北部の山岳地帯は、そのほとんどが固結した古生代の堆積物である丹波層群からなり、その南に位置する丘陵地は、新第三紀鮮新世末期から第四紀洪積世前期の堆積物である大阪層群によって構成され、富田台地は洪積世後期の富田れき層におおわれている。市域南部の淀川低地はその全域が沖積層である。

5 気象

平成 30 年における本市の年間平均気温は、摂氏 16.8 度前後で、湿度は 76%前後である。年間平均風速は 2.4m で年間を通じ異常気象時以外はあまり大差がなく、風向きはおおむね春期は北から西、夏期から秋期にかけては東から北、冬期は西ないし北からの度合いが大きい。年間雨量は、異常気象の有無により各年毎に異なるが、ここ 5 年間の年間平均雨量は 1,333 ミリである。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年3月末の高槻市の人口は35万1,019人（世帯数 161,259）である。

高槻市制施行時の昭和18年の人口は3万1,615人であった。昭和30年代後半から高度成長に伴う、ベッドタウン化が進み昭和38年に人口10万人を越えた。

その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎えた。人口が10万人をこえてから、わずか6年後の昭和44年に20万人を、さらに4年後昭和48年には30万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市であった。

このような人口急増も、昭和46年の対前年増加率13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和50年代に入ると微増状態で推移した。平成元年には、36万人に達したが、その後、平成7年をピークに微減状態となり、平成12年には36万人を下回った。

2 都市構造

昭和30年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行ったが、その後、京阪神を控えた住宅都市としての強い傾向を示し始めた。現在では名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く建ぺい率の高い人口の密集した地域となっている。

3 土地利用の状況

[資料編 資100頁]

高槻市の全域が都市計画区域であり、全般105.29k㎡のうち市街化区域が約33.44k㎡であり、残り約71.85k㎡が市街化調整区域である。

土地利用の面からみると、市域の約51%を原野、山林が占める。

第4節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 風水害
- 3 大規模な林野火災等
- 4 高層建築物災害等
- 5 危険物等災害
- 6 放射線災害

第2 地震被害想定

1 府による地震被害想定

[資料編 資3頁他]

府では、府域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等について、地震被害想定が実施されている。

このうち、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、市全域が震度6弱～6強、一部地域においては震度7と予測されている。

また、大阪府防災会議（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）では、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定し、南海トラフ巨大地震による被害想定が実施された。

次表に各想定地震による高槻市域の被害の状況を示した。

第1編 総則
第1章 総則
第4節 災害の想定

◎想定地震発生時の条件 ・ 季節、時間 冬の夕刻（超過確率1%風速の場合）

想定地震	上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生駒断層帯 ※1	有馬高槻 断層帯 ※1	中央構造線 断層帯 ※1	南海トラフ 巨大地震 ※2	
地震の規模 ※計測震度は 府下全域分	マグニチュード 7.5～7.8 計測震度 4～7	マグニチュード 7.5～7.8 計測震度 4～7	マグニチュード 7.3～7.7 計測震度 4～7	マグニチュード 7.3～7.7 計測震度 3～7	マグニチュード 7.7～8.1 計測震度 3～7	マグニチュード 9.0～9.1 計測震度 5強～6強	
建物全半壊棟数	全壊 5,851 棟 半壊 8,965 棟	全壊 65 棟 半壊 188 棟	全壊 11,036 棟 半壊 12,032 棟	全壊 32,009 棟 半壊 19,848 棟	全壊 4 棟 半壊 15 棟	全壊 1,797 棟 半壊 9,294 棟	
出火件数 (炎上1日間)	5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件	
死者 傷者	死者	33 人	0 人	156 人	1,081 人	0 人	19 人
	負傷者	3,123 人	46 人	2,970 人	4,166 人	3 人	645 人
罹災者数	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人	
避難所生活者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人	
ライフライン	停電	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
	ガス供給停止	70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0 戸	39,400 戸
	水道断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人
	下水道機能支障	-	-	-	-	-	12,000 人
	電話不通	7,070 回線	393 回線	7,070 回線	53,028 回線	393 回線	72,000 回線
震災廃棄物	可燃物	168,000 トン	3,000 トン	278,000 トン	749,000 トン	0 トン	190,000 トン
	不燃物	566,000 トン	13,000 トン	939,000 トン	2,508,000 トン	2,000 トン	

※1：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成

※2：南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回・第5回資料）より作成

第5節 関係機関の業務

関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 高槻市

□全部局共通項目

〔災害応急・復旧対策〕

- 対策部（G）の運営・庶務（電話対応含む）に関する事
- 職員の安否確認に関する事
- 緊急通行車両の届出に関する事
- 所管施設の被害状況の調査及び緊急措置（公共土木施設等除く）に関する事
- 所管施設の復旧（公共土木施設等除く）に関する事

□本部事務局 統括G（総務部危機管理室・法務ガバナンス室・総務課・契約検査課、総合戦略部市長室）

〔災害予防対策〕

- 市の防災対策の総合調整に関する事
- 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事
- 防災組織の整備に関する事
- 庁舎等の防災対策に関する事
- 緊急通行車両の事前届に関する事
- 防災資機材の備蓄、整備に関する事
- 防災に係る教育・訓練に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 防災行政無線の統括に関する事
- 市域の災害に関する情報の収集、伝達に関する事
- 避難勧告等の発令、解除に関する事
- 災害応急対策全般の調整に関する事
- 本部各部との連絡調整に関する事
- 災害対策本部の設置、廃止及び災害対策本部会議の開催に関する事
- 災害救助法の適用手続に関する事
- 復興事業の企画調整に関する事
- 大阪府との連絡調整に関する事
- 防災関係機関との連絡調整に関する事
- 自衛隊との連絡調整に関する事
- アマチュア無線との連絡調整に関する事
- 関係機関の応接、視察対応に関する事
- 災害対策部室の統括に関する事
- 災害弔慰金の支給に関する事
- 災害障害見舞金の支給に関する事

第1編 総則
第1章 総則
第5節 関係機関の業務

- 災害見舞金等の支給に関する事
- 災害援護資金の貸付に関する事
- 被災者生活再建支援金の受付、進達に関する事

□本部事務局 広報広聴G（総合戦略部広報室・財務管理室、会計課、市民生活環境部市民生活相談課、監査委員事務局）

〔災害予防対策〕

- 災害対策の予算及び財政計画に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 報道機関との連絡調整に関する事
- 災害の記録に関する事
- 住民の災害についての相談及び苦情受付に関する事
- 被災者支援窓口（センター）の設置・運営に関する事
- 災害広報の実施及び総括に関する事
- 報道情報の収集に関する事
- 被災者のための専門相談に関する事

□本部事務局 職員配備G（総務部人事課）

〔災害予防対策〕

- 職員の安否確認に関する事
- 職員の食料の確保に関する事
- 職員の受援体制の整備に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 職員配備の連絡調整及び掌握に関する事
- 職員の人事管理に関する事
- 職員の食料の調達・配給に関する事
- 職員の被害状況の調査に関する事
- 他自治体等からの職員の受援に関する事

□本部事務局 地域支援機動G（市民生活環境部コミュニティ推進室、選挙管理委員会事務局）

〔災害予防対策〕

- 自主防災組織の育成に関する事
- 所管施設の防災対策に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 本部事務局における応急対応に関する事
- コミュニティ組織との連絡調整に関する事
- 自主防災組織の活動の助長と連携に関する事
- コミュニティ組織に関する応急対応に関する事

□方面部（総合戦略部みらい創生室・アセットマネジメント推進室、方面隊・第2方面隊）

〔災害予防対策〕

- 指定避難所及び指定緊急避難場所の管理運営体制及び避難誘導體制に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 方面部各地域の被害状況の情報収集に関する事

- 指定避難所の開設、誘導及び管理運営に関すること
- 指定避難所外の避難者の把握及び対応に関すること
- 避難所運営（方面隊）に関すること
- 避難者名簿の作成及びとりまとめに関すること

□復旧部（都市創造部都市づくり推進課・審査指導課・住宅課・建築課・管理課・道路課・公園課・下水河川企画課・下水河川事業課、街にぎわい部農林緑政課）

〔災害予防対策〕

- 建築物等の防災指導等に関すること
- 仮設住宅の事前選定に関すること
- 所管施設の防災対策に関すること
- 下水道施設の耐震化に関すること
- 浸水予防対策に関すること
- ため池防災に関すること
- 避難地や避難路の緑化等の整備に関すること
- 応急危険度判定制度の整備に関すること
- 宅地防災パトロールに関すること
- 山地災害危険地区の把握に関すること
- 治山事業の推進に関すること
- 土地改良事業に関すること

〔災害応急・復旧対策〕

- 道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置に関すること
- 河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 市営住宅の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 公園施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- 道路施設の復旧に関すること
- 河川、水路、ため池施設の復旧に関すること
- 下水道施設の復旧に関すること
- 市営住宅の復旧に関すること
- 農道、林道の復旧に関すること
- 公園施設の復旧に関すること
- 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧に関すること
- 応急仮設住宅の建設・供与に関すること
- みなし応急仮設住宅の供与に関すること
- 公共住宅への一時入居措置に関すること
- 住宅に関する相談窓口の設置・運営に関すること
- 被災住宅の応急修理に関すること
- 緊急交通路の確保に関すること
- 住宅復興計画の策定・推進に関すること
- 復興都市計画の策定・推進に関すること
- 土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置に関すること

第1編 総則
第1章 総則
第5節 関係機関の業務

- 浸水被害対策に関すること
- 水防活動に関すること
- 被災建築物応急危険度判定に関すること
- 被災宅地危険度判定に関すること
- 公共建築物の応急危険度判定に関すること
- 被災公共建築物の設計・施工管理に関すること
- 農産物被害等の調査に関すること
- 農産物等の伝染病予防に関すること
- 宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談に関すること
- 宅地・建築物等に関する関係機関との調整に関すること

□衛生対策部（市民生活環境部人権・男女共同参画課・斎園課・資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター）

〔災害予防対策〕

- 所管施設の防災対策に関すること
- 防災資機材の備蓄、整備に関すること

〔災害応急・復旧対策〕

- 災害廃棄物の受付、収集及び処理に関すること
- 遺体安置所の設営、管理に関すること
- 遺体の処置及び埋葬に関すること
- 防疫活動に関すること
- 災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること
- 災害ごみ仮置き場の開設・運営に関すること

□食料・救援対策部（市民生活環境部市民課・環境政策課、街にぎわい部産業振興課・観光シティセールス課・文化財課・文化スポーツ振興課・歴史にぎわい推進課、農業委員会事務局）

〔災害予防対策〕

- 所管施設の防災対策に関すること
- 防災拠点の整備に関すること

〔災害応急・復旧対策〕

- 総合防災拠点の開設・運営に関すること
- 防災拠点に係る連絡調整及び受入れに関すること
- 備蓄物資及び救援物資等の在庫管理に関すること
- 救援物資等の受入れ及び仕分けに関すること
- 備蓄物資及び救援物資等の避難所への配給に関すること
- 備蓄物資及び救援物資等に係る避難者のニーズ把握に関すること
- 救援物資等の協定による調達に関すること
- 商工被害等の調査に関すること
- 商工業者に対する災害関係融資に関すること
- 文化財の被災状況の調査及び応急復旧に関すること

□被害調査部（総合戦略部情報戦略室、総務部税制課・市民税課・資産税課・収納課）

〔災害応急・復旧対策〕

- 被害状況の調査及びその受付に関する事
- 被災に関する証明の入力、発行に関する事
- 自己申告による被災に関する証明の受付に関する事
- 被災家屋台帳の作成に関する事

□民生・要配慮者対策部（健康福祉部福祉政策課・福祉指導課・長寿介護課・生活福祉総務課・生活福祉支援課・福祉相談支援課・障がい福祉課）

〔災害予防対策〕

- 所管施設の防災対策に関する事
- 所管施設の入所者の避難計画に関する事
- 避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の整備に関する事
- 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関する事
- 二次避難所（福祉避難所）の整備に関する事
- ボランティア活動の環境整備に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関する事
- 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等に関する事
- 二次避難所（福祉避難所）の開設に関する事
- 福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一次入所等に関する事
- 要配慮者利用施設への情報伝達に関する事
- 関係施設（所管事業所等）の被災状況の調査に関する事
- 災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事
- 義援金の受付及び配分に関する事
- 海外からの支援の受入れに関する事
- 福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整に関する事
- 福祉的な支援が必要な人に対する生活再建支援に関する事

□医療対策部（健康福祉部国民健康保険課・健康医療政策課・保健衛生課・保健予防課・健康づくり推進課、子ども未来部子ども保健課）

〔災害予防対策〕

- 所管施設の防災対策に関する事
- 医療体制の整備計画に関する事
- 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 救護対策本部（医師会等）との連絡調整に関する事
- 医療救護活動の統括に関する事
- 医療機関の被災状況の確認に関する事
- 救護所の設置・運営に関する事
- 医薬品等の確保・供給に関する事
- 要配慮者利用施設への情報伝達に関する事
- 被災者の健康維持に関する事
- 被災者の入浴支援に関する事

第1編 総則
第1章 総則
第5節 関係機関の業務

- 収容の要請、状況に応じた搬送手段の確保に関する事
- 病院情報の提供に関する事
- 食品衛生・環境衛生の監視及び感染症対策に関する事
- 動物の保護等に関する事
- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の要請・受入れに関する事
- 医療ボランティアの受入れに関する事

□輸送部（交通部）

〔災害予防対策〕

- 所管施設の防災対策に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 被災者及び災害救助物資等の輸送に関する事

□給水部（水道部）

〔災害予防対策〕

- 所管施設の防災計画に関する事

- 水道施設の耐震化に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 応急給水計画の作成及び実施に関する事

- 水質検査等に関する事

- 水道に係る広報に関する事

- 応急給水活動に関する事

- 水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関する事

- 水道施設の復旧に関する事

- 応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れに関する事

□消火・救助部（消防本部）

〔災害予防対策〕

- 防災教育及び消防訓練に関する事

- 消防資機材等の点検及び整備に関する事

- 災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントの選定に関する事

- 自主防災組織との連携、指導に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 危険物等の防災措置に関する事

- 広域応援に関する事

- 火災の消火及び救急業務に関する事

- 倒壊家屋等からの救助に関する事

- 水防に関する事

- 消防団との連絡調整に関する事

- 避難誘導に関する事

- 行方不明者の捜索の協力に関する事

- 自主防災組織との連携に関する事

□教育・子ども対策部（教育委員会事務局、子ども未来部子ども育成課・保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター）

〔災害予防対策〕

- 学校園の防災計画に関すること
- 防災教育に関すること
- 学校園での防災訓練に関すること
- 所管施設の防災対策に関すること
- 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関すること

〔災害応急・復旧対策〕

- 指定避難所開設等に対する協力に関すること
- 学用品等の支給に関すること
- 大阪府教育委員会等との連絡調整に関すること
- 被災児童生徒の就学援助及び就学事務に関すること
- 小・中学校の児童生徒の安全確保に関すること
- 小・中学校の児童生徒の健康管理に関すること
- 小・中学校の児童生徒の応急給食に関すること
- 保育所・幼稚園・認定こども園の園児の安全の確保に関すること
- 要配慮者利用施設への情報伝達に関すること

□市議会事務局

〔災害応急・復旧対策〕

- 市議会議員の安否確認、情報共有及び窓口対応に関すること

2 大阪府

(1) 大阪府茨木土木事務所

- 府直轄公共土木施設の防災対策に関すること
- 水防活動及び気象予警報等の伝達に関すること
- 災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること

(2) 大阪府北部流域下水道事務所

- 府直轄の流域下水道施設の防災対策に関すること

(3) 大阪府北部農と緑の総合事務所

- 用水路、ため池の防災対策に関すること

3 大阪府高槻警察署

- 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出、救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受入れに関すること
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- 犯罪の予防、取締り、その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

4 指定地方行政機関

- (1) 近畿地方整備局 淀川河川事務所
近畿地方整備局 淀川河川事務所 高槻出張所
 - 直轄公共土木施設の整備と防災対策に関すること
 - 被災直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (2) 近畿地方整備局 大阪国道事務所高槻維持出張所
 - 直轄公共土木施設の整備と防災対策に関すること
 - 被災直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (3) 大阪管区气象台
 - 観測施設等の整備に関すること
 - 防災知識の普及・啓発に関すること
 - 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること

5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- 災害派遣に関すること
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社 高槻駅
 - 鉄道施設の防災管理に関すること
 - 輸送施設の整備、安全輸送に関すること
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (2) 阪急電鉄株式会社 高槻市駅
 - 鉄道施設の防災管理に関すること
 - 輸送施設の整備、安全輸送に関すること
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社 大阪支店
 - 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - 気象警報の伝達に関すること
 - 災害時の重要通信確保に関すること
 - 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
 - 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (4) 日本赤十字社 高槻赤十字病院

- 災害医療体制の整備に関すること
 - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
 - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
 - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
 - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
 - 救援物資の備蓄に関すること
- (5) 関西電力送配電株式会社大阪支社 大阪北電力本部高槻配電営業所
- 電力施設の整備と防災管理に関すること
 - 災害時の電力の供給確保体制の整備に関すること
 - 災害時の電力の供給確保に関すること
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (6) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部導管部
- ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
 - 災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (7) 神安土地改良区及びその他の土地改良区
- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
 - 農地及び農林業用施設の被害調査に関すること
 - 湛水防除活動に関すること
 - 被災農地、農林業用施設の復旧事業の推進に関すること
- (8) 淀川右岸水防事務組合
- 組合管轄区域の水防に関すること
 - 水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関すること
 - 水防団員の教育及び訓練に関すること
- (9) 日本郵便株式会社近畿支社（高槻郵便局・高槻北郵便局）
- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
 - 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
 - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること

7 団体及び重要施設等の管理者

- (1) 一般社団法人 高槻市医師会
- 災害時における医療救護の活動に関すること
 - 負傷者に対する医療活動に関すること
- (2) 高槻市コミュニティ市民会議
- 32の地区コミュニティ組織（地区防災会）への連絡調整に関すること
 - 32の地区コミュニティ組織（地区防災会）が実施する防災活動の支援、協力、調整等に関すること
 - 平時の防災予防活動、防災訓練、地区防災計画の策定等に関すること
- (3) 高槻市赤十字奉仕団
- 災害時における救護、看護奉仕に関すること
 - 災害時における炊き出し奉仕に関すること
 - 災害時における被災者救援に関すること

第1編 総則
第1章 総則
第5節 関係機関の業務

- (4) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会
 - 災害時におけるボランティア活動に関すること
 - 災害時における生活救護、福祉の住民相談に関すること
- (5) 公益財団法人 高槻市都市交流協会
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること
- (6) 社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること
- (7) 公益財団法人 高槻市文化振興事業団
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること
- (8) 公益財団法人 高槻市みどりとスポーツ振興事業団
 - 所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること
- (9) その他、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者
 - それぞれの所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること

第6節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るように行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。特に、市の「公の施設」を管理する指定管理者については、管理施設の安全管理や利用者の安全確保等のほか、「公の施設」の管理者であることを鑑み、市が実施する災害対応にも積極的に協力しなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第7節 計画の修正

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル（※）を適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくことが必要である。

このため、本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認めるときは、速やかに修正することとし、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

また、本計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、住民にも理解を得ることとする。

※：PDCAサイクル

Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Act（改善）の4段階を繰り返すことによる業務の継続的な改善のこと。

〔注記〕

本計画における用語について

住 民・・・・・・・・市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。災害時要援護者と同義。

要配慮者利用施設・・社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。

自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第3師団の警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。

ライフライン・・・・・・・・水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

